

南砺で一緒に 暮らいませんか？



住まいの支援

R7.4.1より

NEW

【民間賃貸住宅居住補助金】

34歳以下のみなさん、南砺市で暮らいませんか？



対象者

- ・令和7年3月1日以後に民間賃貸住宅に入居され、34歳以下の方が含まれる世帯（本人含む）※申請日に対象者の住民票が南砺市にある方
- ・家賃に関し、市のほかの補助を受給されていない方

補助金額

補助率 1 / 2 上限 2 万円 / 月
最長 3 年間 最大 72 万円

※家賃の 1 / 2 と上限 2 万円 / 月のいずれか少額の方

【空き家バンク活用促進事業】

空き家バンクに登録がある物件を購入し増築、改修された方
または賃借された方に補助金を交付します。



購入住宅改修等補助金

購入された物件の増築、改修費用を補助します。

補助金額

〈市内業者で施工の場合〉補助率 1 / 2 上限 150 万円
〈市外業者で施工の場合〉補助率 1 / 2 上限 50 万円

※売買契約締結の日から 1 年半以内に工事と支払いまでを完了させたものが対象です。
※定住奨励金と併用できます。

家賃補助金

賃貸物件として登録されている物件に 1 年以上住まれた方に
家賃の一部を補助します。

補助金額

補助率 1 / 2 上限 2 万円 / 月
最長 3 年間 最大 72 万円

※家賃の 1 / 2 と上限 2 万円 / 月のいずれか少額の方

短期家賃補助金

賃貸物件として登録されている物件に 3 ヶ月～1 年未満入居された
方に家賃の一部を補助します。

補助金額

補助率 1 / 2 上限 5 千円 / 月 最大 5 万 5 千円

※家賃の 1 / 2 と上限 5 千円 / 月のいずれか少額の方



住まいの支援

【定住奨励金】



転入者または市内在住者で、交付要件を満たす方が住居を「新築」「購入」「リフォーム」した場合に奨励金を交付します。

転入奨励金

対象者

- ・南砺市に転入前、市外に直近5年以上住所があった方
- ・転入した日から前後3年以内に住宅を取得した住居に住所を定めた方

奨励金額

基本額〈新築〉補助率 5/100 または 100万円のいずれか少額の方
基本額〈中古〉補助率 1/5 または 60万円のいずれか少額の方

※R7.3.31以前に購入したものは補助率1/10となります

持家奨励金

※①②いずれかに該当すること

対象者

- ①現在市内に住んでおり、新たに取得した住居に住所を定めた方
- ②南砺市に転入前、市外に住所があった期間が直近5年未満の方で新たに取得した住居に住所を定めた方

奨励金額

基本額〈新築〉補助率 5/100 または 100万円のいずれか少額の方
基本額〈中古〉補助率 1/5 または 60万円のいずれか少額の方

※R7.3.31以前に購入したものは補助率1/10となります

リフォーム奨励金

対象者

転入者が3親等以内の親族の家に同居し、2世代以上の多世代で居住するために既存の住宅の改修、増築をする方

奨励金額

補助率 1/5
基本額 60万円
のいずれか少額の方

下記に該当する場合、奨励金額にさらに加算します

種別

転入奨励金

持家奨励金

リフォーム奨励金

新築

中古

新築

中古

—

市内業者利用（10万円）

市内に事業所がある建築会社と契約し、新築工事やリフォームをした場合

●

●

●

南砺Uターン（20万円）

義務教育終了時点で通算5年間南砺市に住んでおり、その後市外への転出を経て南砺市に再転入した方が申請者である場合

●

●

●

●

実家近居（20万円）

申請者またはその配偶者の実家と同一行政区内で新たに住宅を取得した場合

●

●

3世代同居（30万円）

祖父母、父母、孫が同じ住宅で同居した場合

祖父母、父母はそれぞれ一方が同居する場合も可

孫は単身・夫婦でいずれも可（祖父母・孫・ひ孫等、世代飛ばしでも可）

●

指定山間過疎地域（基本額が1.5倍もしくは2倍）

南砺市山間過疎地域振興条例第2条第1号に該当する地域で住宅を購入した場合

●

●

●

●

生活の支援

【奨学金返還支援金】

次世代を担う南砺の若者の奨学金の返還を支援します。



対象者

- ・南砺市奨学資金、富山県奨学資金、独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金を受けており、令和5年4月1日以降から返還が開始する方
- ・基準日（令和7年1月1日）以前に6か月以上南砺市に住民票があり、引き続き5年以上市内に住み続ける意思がある方
- ・奨学金の返還に係る他の補助金等の交付を受けていない方
- ・市税その他の市に対する納付金を滞納していない方

対象者 年齢

申請される年度の4月1日現在で34歳以下の方



支援額

市内中小企業に就職される方

上限 **2万円／月** 最長 **5年間** 最大**120万円**

※上限2万円／月と毎月の返還額のいずれか少額の方

上記以外の方

上限 **1万円／月** 最長 **5年間** 最大**60万円**

※上限1万円／月と毎月の返還額（補助率1/2）のいずれか少額の方

【結婚新生活支援事業】

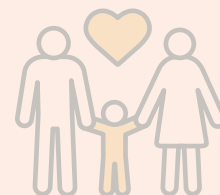
新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップを支援します。

対象者

- ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻された夫婦
- ・婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ・令和6年中の夫婦の合計所得が500万円未満

補助 金額

上限 夫婦ともに29歳以下は**60万円**、
上記以外は**30万円**（※いずれも1世帯あたり）



令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支出した次の金額が対象

①住宅貸借費用

②引越事業者等への支払費用

③リフォーム費用

※①～③ともに支払ったことを証するもの（領収書等）と、
令和7年度所得証明書（令和6年中の所得を証明するもの）が必要です。

申請 期間

令和7年**6月1日**から令和8年**3月31日**まで



生活の支援

【住みたい南砺応援金】

南砺へようこそ！

南砺市に転入された方に応援金を交付します。



対象者

- ・市外に5年（※大学生等の場合は在学期間と同期間）以上住んでいた方
- ・令和6年7月1日から令和8年3月31日までに南砺市外から転入し、5年以上南砺市で住み続ける意思がある方

※大学生等：大学卒業の翌々年度までに就職し、市内から通勤している方

Uターン応援金

10万円／人・年（3年間）

初回の申請年度の4月1日現在の年齢が18歳から34歳までの方

※Uターン：生まれてから中学校を卒業するまでの間、通算5年以上南砺市に住所を有しており、その後市外に転出した後、南砺市へ転入した方

- ・申請される年度の1月1日（基準日）において、6か月以上南砺市に住民票がある方
- ・市税その他の市に対する納付金を滞納していない方
- ・市が行うアンケート調査等へ協力する方

Iターン応援金

5万円／人・年（3年間）

初回の申請年度の4月1日現在の年齢が18歳から34歳までの方

※Iターン：Uターンに含まれない転入者

ウェルカム応援金

5万円／人・年（1年間）

申請年度の4月1日現在の年齢が、0歳から17歳まで、または、35歳から64歳までの方

申請を希望される方は下記のQRコードを読み込み、「住みたい南砺応援金該当事前審査」に回答してください。



体験ハウス

「なんとに住んでみられ」住宅

豊富な自然と文化に囲まれた南砺市で生活体験してみませんか？

移住や定住を希望される方々のために、「なんと」の生活を体験していただける体験ハウスをご用意しました。

なんと・わがまま移住ガイド

宿泊料金 1名様 1泊1,000円（小学生以下は無料）

最長30泊まで利用可

富山県南砺（なんと）市は移住ご希望の方をいつでもご案内し、仕事・住まい・生活環境・交流のトータルサポートをいたします！

仕事

仕事の具体的な相談、紹介をいたします。（就職・起業・お店）

住まい

一戸建て・賃貸アパート・空き家など幅広く住まいをご案内します。

生活環境

学校や保育園、病院など子育て環境や医療環境を確認していただけます。

交流

先輩移住者や地元の人との交流会、地域行事に参加できます。あなたのご希望に合わせてご案内いたします。

ふとみやま
里山 太美山体験ハウス



大自然の中で静かな里山暮らしの体験ができます。

じょうはな
街なか 城端体験ハウス



徒歩圏内に商店街があり、街なか暮らしの体験ができます。

ご希望の方は下記までご連絡下さい。

南砺市役所 市民協働部

南砺で暮らしません課

Tel 0763-23-2037

Fax 0763-52-3680

E-mail kurashimasenka@city.nanto.lg.jp

